

# 福岡市無電柱化推進計画

令和元年 6 月

福岡市

## はじめに

道路上の電線、電柱は、景観を損なうだけでなく、歩行者や車椅子の通行の妨げとなり、地震などの災害時には、電柱が倒れ、緊急車両等の通行に支障を来すなど、種々の危険がある。しかし、我が国の無電柱化率は、欧米やアジアの主要都市と比べて極めて低い状況にある。

このような現状に鑑み、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進すること等を目的として「無電柱化の推進に関する法律（以下、「無電柱化法」という。）」が平成 28 年に成立、施行された。

無電柱化法第 8 条においては、国が策定する無電柱化推進計画を基本として、市町村の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画である市町村無電柱推進計画の策定を市町村の努力義務として規定している。

本市においても、近年、災害の激甚化・頻発化、高齢者の増加、訪日外国人を始めとする観光需要の増加等の社会情勢を踏まえ、無電柱化をより総合的かつ計画的に推進していく必要があることから、無電柱化法に基づく福岡市無電柱化推進計画として、今後の無電柱化の基本的な方針、目標、施策等を定めるものである。

## 1 無電柱化の推進に関する基本的な方針

### (1) 福岡市における無電柱化の現状

福岡市における無電柱化は、昭和61年度から平成30年度まで、通算6期にわたる計画に基づき、関係者の協力の下、電線共同溝の整備や要請者負担方式による地中化が進められており、平成29年度末現在、約143kmの無電柱化の整備が完了している。

### (2) 今後の無電柱化の取り組み姿勢

これまで無電柱化は、防災性の向上、安全性・快適性の確保、良好な景観等の観点から実施してきたが、近年、災害の激甚化、高齢者の増加、訪日外国人を始めとする観光需要の増加等の社会情勢の変化を踏まえ、無電柱化の必要な道路において推進していく必要がある。

「無電柱化の推進は、地域住民の意向を踏まえつつ、地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に資するよう行われなければならない。(無電柱化法第2条)」の理念の下、市民と関係者の理解、協力を得て、無電柱化により福岡市の魅力あふれる美しいまちなみを形成し、安全・安心な暮らしを確保するよう推進することとする。

### (3) 無電柱化の対象道路

無電柱化には多額の費用を要するとともに、工事や地上機器の設置場所等について、沿道住民等の合意形成が重要である。そのため、以下の道路について優先的に無電柱化を推進する道路として、取り組みを進める。

なお、国道のうち福岡市が管理しない道路については、当該道路管理者に協力を要請する。

#### ① 防災

福岡市が管理する緊急輸送道路において、無電柱化を推進する。

#### ② 安全・円滑な交通確保

福岡市バリアフリー基本計画における生活関連経路において、バリアフリー化等に合わせて無電柱化を推進する。

### ③ 景観形成・観光振興

福岡市都市景観条例に基づき指定された都市景観形成地区内の地区を代表する道路において、舗装の美装化等と合わせて無電柱化を推進する。

### ④ 道路整備等に合わせた無電柱化

上記の他、道路整備や区画整理等の面整備事業の道路整備（道路の維持に関するものを除く。）が実施される際に、無電柱化を推進する。

また、大規模な開発が実施される際には、開発者の理解と協力を得て、開発区域内の無電柱化を要請する。

## 2 無電柱化推進計画の期間

令和元年度から令和2年度までの2年間とする。

## 3 無電柱化の推進に関する目標

令和2年度までに、以下の無電柱化の実施を目標とする。

- (1) 緊急輸送道路において、15.4 kmの無電柱化を推進する。
- (2) バリアフリー基本計画における生活関連経路において、1.3 kmの無電柱化を推進する。
- (3) 都市景観形成地区内の地区を代表する道路において、1.1 kmの無電柱化を推進する。
- (4) 道路整備及び面整備事業や開発事業において、9.2 kmの無電柱化を推進する。

## 4 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

### (1) 無電柱化の事業手法

以下の事業手法により、無電柱化を推進する。事業手法は、電線管理者や地元住民等との協議を踏まえ決定する。

#### ① 電線共同溝方式

道路及び沿道の利用状況等を踏まえ道路の掘り返しの抑制が特に必要な区間において、電線共同溝等の整備を進める。電線共同溝の整備に際しては、収容する電線類の量や道路交通の状況、既設埋設物の状況等に応じ、メンテナンスを含めたトータルコストにも留意しつつ、低コスト手法である浅層埋設方式や小型ボックス活用埋設方式を検討する。

上記の事業手法の他、要請者が負担する要請者負担方式等による無電柱化が実施される場合は、円滑に進むよう促進する。

また、電線管理者等が既設の地中管路等を有する場合には、これらの既存ストックの活用が可能か検討し、効率的に無電柱化を実現する。

### (2) 占用制度の運用

占用制度について、国や他都市の実施状況等を参考に、効果的な方法について検討する。

#### ① 占用制限制度の実施検討

国や他都市の占用制限制度の実施状況を参考に、主に防災の観点から緊急輸送道路における新設電柱の占用を制限する措置について、実施に向けた検討を行う。

#### ② 占用料の減額措置等

現在、道路の地下に設置した電線等について占用料の減免措置を行なっているが、無電柱化をより一層推進するため、国や他都市の実施状況も踏まえ、効果的な方法について検討する。

### (3) 関係者間の連携の強化

#### ① 推進体制

道路管理者、電線管理者等からなる福岡市無電柱化協議会を活用し、無電柱化の対象区間の調整や技術的な課題の解決等無電柱化の推進に係る調整を行う。

具体の無電柱化事業実施箇所においては、低コスト手法や軒下配線・裏配線を含む事業手法の選択、地上機器の設置場所等に関して、地域の合意形成を円滑化するため、必要に応じ、地元関係者や道路管理者、電線管理者の協力を得て、地元協議会等の設置を検討する。

#### ② 工事・設備の連携

福岡市の管理する道路において、無電柱化の工事が実施される際は、道路工事調整会議等関係者が集まる会議等を活用し、工程等の調整に努める。

#### ③ 民地の活用

道路空間に余裕が無い場合や良好な景観形成等の観点から道路上への地上機器の設置が望ましくない場合においては、地上機器の設置場所として、学校や公共施設等の公有地や公開空地等の民地の活用を、管理者の同意を得て進める。

#### ④ 他事業との連携

無電柱化の実施に際し、地域の課題を踏まえ、交通安全事業など他の事業と連携して総合的、計画的に取り組むよう努める。

## 5 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

### (1) 広報・啓発活動

無電柱化の重要性に関する市民の理解と関心を深め、無電柱化に市民の協力が得られるよう、無電柱化に関する効果等について、市報等を活用して周知し、理解を広げる。

## (2) 無電柱化情報の共有

国及び県と連携し、無電柱化に関する情報収集に努めるとともに、福岡市の取組について国や他の地方公共団体との共有を図る。

## ○福岡市無電柱化推進計画路線（R1～R2）

当初

図面番号	道路種別	区名	路線名	都市計画道路名	区間		計画延長(Km)		路線の位置づけ
					起点	終点	道路延長	整備延長	
①	県道	博多	福岡直方線	博多箱崎線	博多区千代四丁目	東区馬出三丁目	0.65	1.30	生活関連経路
②	県道	中央	桧原比恵線	別府香椎線	中央区平尾五丁目	中央区平尾二丁目	0.85	1.70	緊急輸送道路
③	補助国道	東	国道495号	国道3号線	東区和白丘二丁目	東区和白丘四丁目	1.20	2.40	緊急輸送道路
④	市道	中央	博多駅草ヶ江線	博多駅六本松線	中央区六本松三丁目	中央区六本松三丁目	0.14	0.28	緊急輸送道路
⑤	県道	西	大原周船寺停車場線	周船寺駅前線	西区周船寺二丁目	西区周船寺二丁目	0.28	0.56	道路事業
⑥	県道	東	香椎停車場線	香椎駅前線	東区香椎駅前一丁目	東区香椎駅前二丁目	0.30	0.60	面整備事業
⑦	市道	博多	石城町494号線外	築港石城町線	博多区石城町	博多区石城町	0.14	0.28	道路事業
⑧	県道	博多	福岡日田線	国道3号線（東那珂工区）	博多区東那珂2丁目	博多区西月隈5丁目	1.92	3.83	緊急輸送道路
⑨	県道	博多	福岡日田線	国道3号線（半道橋工区）	博多区上牟田2丁目	博多区東那珂2丁目	1.24	2.48	緊急輸送道路
⑩	県道	博多	福岡日田線	国道3号線（板付工区）	博多区板付6丁目	博多区西月隈6丁目	0.21	0.41	緊急輸送道路
⑪	市道	南	清水干隈線	清水干隈線	南区寺塚1丁目	南区長住2丁目	1.07	2.14	緊急輸送道路
⑫	市道	早良	西新通線	—	早良区西新3丁目	早良区西新2丁目	0.55	1.10	生活関連経路
⑬	市道	東	香椎照葉4829号線	アイランド東1号線	東区香椎照葉7丁目	東区香椎照葉7丁目	0.56	1.12	面整備事業
⑭	市道	東	香椎照葉4835号線	—	東区香椎照葉7丁目	東区香椎照葉7丁目	0.18	0.36	面整備事業
⑮	市道	東	箱崎4849号線外	堅粕箱崎線	東区箱崎6丁目	東区箱崎6丁目	0.61	1.22	開発事業
⑯	市道	東	箱崎4850号線	原田箱崎線	東区箱崎6丁目	東区箱崎3丁目	0.73	1.46	開発事業
⑰	市道	南	大橋駅前1号線	—	南区塩原3丁目	南区塩原3丁目	0.50	1.00	緊急輸送道路
⑱	市道	城南	清水干隈線	—	城南区七隈8丁目	城南区七隈4丁目	0.53	1.06	緊急輸送道路
⑲	市道	東	IC-1（3期公募F区画）	—	東区香椎照葉7丁目	東区香椎照葉7丁目	2.78	2.78	開発事業
⑳	市道	東	IC-2（3期公募B区画）	—	東区香椎照葉7丁目	東区香椎照葉7丁目	0.76	0.76	開発事業
計							15.19	26.85	

追加

図面番号	道路種別	区名	路線名	都市計画道路名	区間		計画延長(Km)		路線の位置づけ
					起点	終点	道路延長	整備延長	
21	市道	東	IC-4（3期公募E区画）	—	東区香椎照葉7丁目	東区香椎照葉7丁目	0.91	0.91	開発事業
22	県道	西	福岡志摩前原線	—	西区大字西浦	西区大字小田	0.64	0.64	観光振興
23	県道	東	志賀島和白線	—	東区大字志賀島	東区大字西戸崎	1.10	1.10	観光振興
24	市道	東	香椎照葉4745号線	—	東区香椎照葉6丁目	東区香椎照葉6丁目	0.26	0.26	面整備事業
25	市道	西	千代今宿線	—	西区今宿青木	西区今宿青木	0.15	0.15	緊急輸送道路
計							3.06	3.06	

合計

計画延長(Km)	
道路延長	整備延長
18.25	29.91



凡 例

福岡市無電柱化推進計画(R1~R2)

■ 計画路線

整備路線(単独地中化路線含む)

■ 整備路線(単独地中化路線含む)

福岡市無電柱化推進計画路線位置図

1 : 30,000

